

平成15年度 中小企業組合検定試験

## 問題と解答(2) 組合制度 ④

全国中小企業団体中央会

### 第4問

次に掲げた文章のうち、中小企業等協同組合法及び中小企業団体の組織に関する法律上、正しいものには 印を、誤っているものには×印を、解答用紙の解答欄に記入しなさい(全部に 印のみ、または×印のみをつけた場合には、無効回答とします。)

1. 組合の成立の時期は、行政庁の設立の認可を受けた日である。
2. 総会の議決について、特別利害関係のある組合員は議決権を行使することはできない。
3. 定款を変更した場合、変更事項によっては所管行政庁の認可を必要としない。
4. 役員の数分の3分の1を超えるものが欠けたときは、3か月以内に補充しなければならない。
5. 理事会の議長は、議決権を行使することができない。
6. 理事会では、代理人による議決権の行使はできない。
7. 理事は、総会及び理事会の議事録を10年間主たる事務所に備えておかなければならない。
8. 組合員は、定款の定めるところにより、書面議決に代えて電磁的方法(電子メール)により議決権を行うことができる。
9. 代表理事が住所移転により住所変更をしたときは、主たる事務所の所在地においては2週間以内に変更の登記をしなければならない。
10. 脱退を申し出た組合員は、その時点から組合事業を利用することができない。

平成16年9月25日

中小企業だより

第三種郵便物認可

---

〔解答〕

第4問

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
×	×	×		×					×

（組合制度おわり。次号から組合運営）